

令和6年度 甲賀広域行政組合衛生センターごみ処理施設維持管理状況について

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)の搬入量

ごみの種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	t	3,249.97	3,141.87										

2. 焼却炉運転日数

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	日	29	19										
2号炉		15	21										
3号炉		17	20										

3. 燃焼中の燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:燃焼炉出口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	871	893										
2号炉		878	894										
3号炉		872	892										

4. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:集じん器入口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	197	196										
2号炉		196	196										
3号炉		195	195										

5. 排ガス中の一酸化炭素濃度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:集じん器出口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	ppm	9	7										
2号炉		4	3										
3号炉		4	3										

6. 排ガス冷却設備にたい積したばいじんの除去を行った日

区分	ガス冷却室			白煙防止用空気予熱器(自動払落し装置付き設備)		
	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
実施月日		4月9日	4月30日			
	5月22日	5月29日				

7. 排ガス中のばい煙及びダイオキシン類濃度測定結果 [測定位置:煙突]

区分	単位	法基準値	※管理基準値	1号炉		2号炉		3号炉		
ばいじん濃度	g/m ³ N	0.15	0.02			0.007		-		
硫酸化物濃度	ppm	2500	50			<1.5		-		
窒素酸化物濃度	ppm	250	125			63		-		
塩化水素濃度	ppm	430	70			15		14		
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ N	5	3			-		-		
排ガスを採取した月日						5月10日			4月19日	
結果が得られた月日						6月10日			5月8日	

※管理基準値:衛生センターごみ焼却施設の操業に関する近隣地域との管理基準値です。

8. 排ガス中の水銀濃度測定結果

[測定位置:煙突]

区分	単位	法定基準	5月10日			
1号炉	μg/m ³ N	50	-			
2号炉			1.0			
3号炉			-			

○測定結果の確認方法

定期測定において排出基準を上回る濃度が検出された場合、速やかに3回以上の再測定を実施し、定期測定及び再測定の測定結果の平均値より評価する。

9. ばいじん処理物のダイオキシン類結果

区 分	単 位	判定基準 (3ng-TEQ/g以下)	4月16日			
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	— ※1	0.83			

※1 ばいじん処理物は、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)で埋立処分をしています。

ダイオキシン類の判定基準値は3ng-TEQ/g以下と定められておりますが、平成12年1月15日までに設置されている施設から排出されるばいじんについては、薬剤処理薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法により処分を行う限り、適用されません。

10. ばいじん処理物の水銀又はその化合物、アルキル水銀の結果

区 分	単 位	判定基準	4月16日			
水銀又はその化合物	mg/L	0.005	0.0033			
アルキル水銀 ※2	mg/L	不検出	不検出			

※2 アルキル水銀については、水銀及びその化合物が計量下限値である0.0005mg/L以上となった場合に測定する必要があります。